

# 令和7年度 小学校教員資格認定試験 受験案内

## 1. 試験の概要

### I 小学校教員資格認定試験制度の趣旨

文部科学省では、広く一般社会から学校教育へ招致するにふさわしい人材を求めため、職業生活や自己研修などにより教員として必要な資質、能力を身に付けた方が教員免許状を取得する方策として小学校教員資格認定試験（以下、「認定試験」という。）を実施しており、その試験実施事務を独立行政法人教職員支援機構（以下、「教職員支援機構」という。）が行っています。

認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などにおいて小学校教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものです。認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、小学校教諭の二種免許状が授与されます。

### II 取得できる普通免許状の種類

小学校教諭二種免許状

### III 受験資格

高等学校を卒業した者、その他大学(短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。)に入学する資格を有する者で、平成17年4月1日までに生まれた者。

(注) 「文部科学大臣の指定する教員養成機関（以下、指定機関）に入学する資格を有する者」とは、教員免許状を取得できる学科等に入学する資格を有する者のみ該当します。なお、指定機関の学科等の一覧は文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

指定教員養成機関一覧：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/daigaku/1308277.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/1308277.htm)



## 2. 試験の実施方法

### I 実施期日、試験地、試験の内容・方法

認定試験は、第1次試験、第2次試験に分けて実施します。

受験に関する詳細については、受験票とともに受験者心得等を送付しますので、よく読んで受験してください。

(注) 認定試験に係る教科書・参考書等の例示・紹介、勉強法についての助言等はありません。過去の問題は認定試験ウェブサイトの「過去の試験問題、正答、合格判定基準」に掲載しています。

認定試験ウェブサイト：<https://www.nits.go.jp/shiken/>

#### (1) 第1次試験

ア 期 日 令和7年5月11日(日)

(ただし、災害等により上記期日に実施できない会場がある場合、当該会場のみ令和7年5月25日(日)に変更して実施します。)

イ 試験地及び試験場

試験地	試験場	所在地
東京近郊	TKP 新橋カンファレンスセンター	東京都千代田区内幸町 1-3-1
大阪近郊	TKP ガーデンシティ大阪リバーサイドホテル	大阪府大阪市都島区中野町 5-12-30

(注) 試験場は、追加・変更となる場合があります。

ウ 試験の内容及び方法

試験科目	内 容	方 法
教科及び教職に関する科目 (I)	教職専門科目に関する内容 教育職員免許法施行規則第3条第1項表における「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に関する専門的事項	筆記試験 ：マークシート方式 (択一式とする。)
教科及び教職に関する科目 (II)	小学校の各教科の具体的な授業場面を想定した指導法及びこれに付随する基礎的な教科内容 (国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(英語)の10教科の中から6教科を選択して受験する。なお、6教科には「音楽」、「図画工作」、「体育」のうち2教科以上を含めること。)	筆記試験 ：マークシート方式 (択一式とする。)
教科及び教職に関する科目 (III)	小学校の各教科の具体的な授業場面を想定した指導法及びこれに付随する基礎的な教科内容 (国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(英語)の10教科の中から1教科を選択して受験する。)	筆記試験 (論述式とする。)
教科及び教職に関する科目 (IV)	教職への理解及び意欲、児童理解、実践的指導力等、小学校教員として必要な能力等の全般に関する事項	筆記試験 (論述式とする。)

(注1) 教科及び教職に関する科目(II)及び教科及び教職に関する科目(III)については、上記10教科の試験問題を1冊にまとめて配布します。受験教科は受験時に選択してください。

(注2) 論述式試験(教科及び教職に関する科目(Ⅲ)及び教科及び教職に関する科目(Ⅳ))については、択一式試験(教科及び教職に関する科目(Ⅰ)及び教科及び教職に関する科目(Ⅱ))が合格基準を超えた場合のみ採点対象とします。また、論述式試験を欠席した場合は、択一式試験は採点しません。

#### エ 時間割

試験時間	試験科目
9:00~10:10	教科及び教職に関する科目(Ⅰ)
10:50~13:20	教科及び教職に関する科目(Ⅱ)
14:30~15:30	教科及び教職に関する科目(Ⅳ)
16:10~17:10	教科及び教職に関する科目(Ⅲ)

#### オ 第1次試験の可否通知

第1次試験の受験者には、教職員支援機構から本人宛てに、可否通知を令和7年7月23日(水)に発送します。受験予定の試験科目を欠席した場合には、可否通知は送付しません。また、合格者の受験番号を認定試験ウェブサイトに掲載します。電話による可否の照会には、一切応じません。

## (2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に限り受験することができます。

#### ア 期 日 令和7年9月6日(土)

(ただし、災害等により上記期日に実施できない場合、令和7年9月20日(土)に変更して実施します。)

#### イ 試験地及び試験場

試験地	試験場	所在地
東京近郊	TKP 新橋カンファレンスセンター	東京都千代田区内幸町1-3-1

(注) 試験場は、追加・変更となる場合があります。

#### ウ 試験の内容及び方法

内 容	方 法
教職への理解及び意欲、小学校教員として必要な実践的指導力に関する事項	学習指導案作成、模擬授業、口頭試問(個別面接)等

#### エ 時間割

第1次試験の可否通知時に、第1次試験の合格者に受験者心得の発送をもって通知します。

## II 合格者の発表等

第1次試験、第2次試験の全てに合格した者を認定試験の合格者とし、教職員支援機構から受験者本人宛てに、合格者には合格証書を、不合格者には試験結果通知書を令和7年10月15日(水)に発送します。また、合格者の受験番号を認定試験ウェブサイトに掲載します。受験予定の試験科目を欠席した場合には、可否通知は送付しません。電話による可否の照会には、一切応じません。

なお、認定試験の個人の成績については、受験者本人のみ開示を求めることができます。詳細は、令和7年8月に認定試験ウェブサイトに掲載します。

### Ⅲ 試験科目の一部免除

次に掲げる試験科目については、受験願書の「⑫免除申請」欄に記入及び試験科目の一部免除申請に必要な証明書類を提出した者に対し、免除事由及び証明書類を確認の上、当該試験科目の全部を免除します。

試験科目	免除事由	申請に必要な証明書類
教科及び教職に関する科目（Ⅰ）	ア <u>幼稚園</u> 、 <u>中学校</u> 又は <u>高等学校</u> 教諭の普通免許状を有した後、当該学校等 <sup>(注1)</sup> における教員 <sup>(注2)</sup> として良好な勤務成績で3年以上勤務した者（実労働時間の合計が4,320時間以上である場合に限る。）	下記の書類2点を提出 ① 教育職員免許状授与証明書 ※教育職員免許状の原本及びコピーは不可 ② 実務に関する証明書（様式） ※様式は、受験願書に同封されているほか、認定試験ウェブサイトからもダウンロード可（独自様式での証明は不可）
	イ 令和6年度小学校教員資格認定試験において、教科及び教職に関する科目（Ⅰ）の科目免除が認められた者	次の書類からいずれか1点を提出 ・令和6年度教員資格認定試験の受験票のコピー ・受験票を紛失した場合は、令和6年度教員資格認定試験成績通知書（※成績開示請求を行い入手したもの）のコピー
教科及び教職に関する科目（Ⅲ）	ア <u>中学校</u> 又は <u>高等学校</u> 教諭の普通免許状を有した後、当該学校等 <sup>(注1)</sup> における教員 <sup>(注2)</sup> として良好な勤務成績で3年以上勤務した者（実労働時間の合計が4,320時間以上である場合に限る。）	下記の書類2点を提出 ① 教育職員免許状授与証明書 ※教育職員免許状の原本及びコピーは不可 ② 実務に関する証明書（様式） ※様式は、受験願書に同封されているほか、認定試験ウェブサイトからもダウンロード可（独自様式での証明は不可）
	イ 令和6年度小学校教員資格認定試験において、教科及び教職に関する科目（Ⅲ）の科目免除が認められた者	次の書類からいずれか1点を提出 ・令和6年度教員資格認定試験の受験票のコピー ・受験票を紛失した場合は、令和6年度教員資格認定試験成績通知書（※成績開示請求を行い入手したもの）のコピー

（注1） 幼稚園には、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校の幼稚部、中学校には、中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部、高等学校には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。このほか、少年院、在外教育施設（文部科学大臣が認定したもの）及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構の理事長が認定したもの）の当該課程も含みます。

なお、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部において、中学校又は高等学校教諭の普通免許状をもって、専科教員として勤務した場合も含みます。

（注2） 教員とは、主幹教諭、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、講師（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる場合を除く。）を指します。なお、会計年度任用職員や臨時的任用職員等も含め、雇用形態は問いません。

臨時免許状を有し、助教諭として勤務している場合は、免除の対象となりません。

## 試験科目の一部免除に関する留意事項

- ア 試験科目の一部免除を申請する者は、免除事由に該当することを証明する書類（コピーの指定のあるものを除き、いずれもコピーは不可）を必ず添付してください。
- イ いくつかの免除申請に同一に使える証明書類がある場合は、1通のみの提出で構いません。また、教員免許状授与証明書や受験票のコピー等を、高等学校卒業の証明書に代わるものと兼ねる場合も1通のみの提出で構いません。
- ウ 各試験科目の免除事由に該当する者であっても、受験願書の「⑫免除申請」欄に記入のない場合及び期日までに「試験科目の一部免除申請に必要な提出書類」を提出しない場合は、免除の取扱いをしません。
- エ 免除申請の結果は、受験票において通知します。

## 3. 出願手続

### I 受験願書等の請求受付期間

**令和7年1月24日(金)から令和7年2月28日(金)まで**

(注) 請求受付期間後の請求は一切できませんので、十分ご注意ください。

#### (1) 請求方法 (テレメールの資料請求受付サイト)

次の URL にアクセスし、必要事項を入力して申し込んでください。

<https://telemail.jp/shingaku/kyouin/shougakkou/>

テレメールは、24時間いつでもアクセスできる資料請求受付サービスです。また、テレメールカスタマーセンターは、このサービスのサポートセンターであり、いずれも株式会社フロムページが運営しています。



QR コード

#### (2) 留意事項

ア 請求された受験願書等は随時発送され、おおむね2～3日程でお届けできます。ただし、お届け先地域や郵便事情によってはお届けに4日以上要する場合があります。

イ 受験願書等の到着後、同封のご案内に沿って、送付手数料 415 円をお支払いください。なお、お支払い手数料などが別途必要となります。

ウ 受験願書等の請求に関して不明な点は、以下へお問い合わせください。

テレメールカスタマーセンター：IP 電話 050-8601-0102 (9:30～18:00)

エ 受験願書請求は上記(1)の方法のみであり、教職員支援機構では請求を受け付けていませんので、請求受付期間に十分ご注意ください。

### II 出願期間

**令和7年2月10日(月)から令和7年3月7日(金)まで**

(注) 令和7年3月7日(金)の消印のあるものまで受理します。

### III 出願方法

「3. 出願手続 IV 出願書類」に記載の書類を全て揃え、「9. お問い合わせ先」に記載の教員資格認定試験受付事務局宛に、所定の受験願書等提出用封筒にて郵便局の窓口から「簡易書留」で郵送してください。

(注1) 定められた書類以外のものを提出することの提案、提出時期・期日の変更などの要望には一切対応いたしません。提出書類が揃っていない場合は、出願を受理しないことがあります。

(注2) 簡易書留郵便以外(普通郵便等)による出願は認めません。また、教職員支援機構への直接持参による出願は受け付けません。

(注3) 出願書類の到着状況について個別のお問合せにはお答えできかねるため、「書留郵便受領証」(郵便局の窓口で交付)は大切に保管してください。受領証記載の「お問い合わせ番号」をもとに、郵便局のウェブサイトから配達状況を確認することができます。

## IV 出願書類

### (1) 出願書類点検票（所定の用紙）

### (2) 受験願書、写真票、受験票（所定の用紙）

出願前3か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cmの無帽、正面上半身の写真を貼ってください。

### (3) 戸籍抄本（個人事項証明書）又は住民票の写し

(4)及び(9)の書類との氏名の状況により、(A)又は(B)のとおり提出してください。

#### (A) (4)及び(9)の書類の氏名と現在の氏名が同一の場合

発行後6か月以内で本籍地が記載されている住民票の写し（又は戸籍抄本等）を提出してください。なお、マイナンバーの記載は省略すること。

#### (B) (4)又は(9)の書類の氏名と現在の氏名に違いがある場合

原則として、発行後6か月以内で氏名変更の経緯が分かる戸籍関係書類（戸籍抄本等）を提出してください。

なお、住民票の写しに氏名変更の記載がある場合に限って、発行後6か月以内で本籍地が記載されている住民票の写しの提出でも可とします。なお、マイナンバーの記載は省略すること。

(注) 「住民票の写し」とは市役所等にて取得した紙面そのものの名称です。ご自身でコピー機を利用して住民票をコピーしたもののことではありません。

### (4) 高等学校の卒業証明書

原本を提出してください。コピーしたものや卒業証書は不可とします。

なお、以下に記載のものに限って、高等学校の卒業証明書に代えていずれかを提出することを可<sup>(注1)</sup>とします。ただし、(h)を除き、いずれも原本の提出が必要です。

- (a) 中等教育学校又は特別支援学校高等部の卒業証明書
- (b) 高等専門学校<sup>(注1)</sup>の3年次を修了したことの証明書  
(いわゆる専門学校とは異なるため注意)
- (c) 文部科学大臣に指定された専修学校の高等課程を修了したことの証明書
- (d) 高等学校卒業程度認定試験合格証明書
- (e) 大学学部<sup>(注1)</sup>の入学、在学、退学、卒業のいずれかを証明する証明書  
(専攻科や大学院にかかるもの、学位記、科目等履修生のもの、大学校のものは不可)
- (f) 短期大学本科の入学、在学、退学、卒業のいずれかを証明する証明書  
(専攻科にかかるもの、学位記、科目等履修生のものとは不可)
- (g) 教育職員免許状授与証明書<sup>(注2)</sup>（教育職員免許状の原本及びコピーは不可）
- (h) 令和5年度又は令和6年度小学校教員資格認定試験の受験票（無効なものを除く。）のコピー<sup>(注3)</sup>、試験結果通知書のコピー又は成績通知書のコピーのいずれか。
- (i) 高等学校の卒業証明書及び(a)～(h)の書類のいずれも提出できない場合（本人都合を除く。）に限り、その他、事前に教職員支援機構の確認を受けた書類等

(注1) 上記に記載されていない書類は一切認めません。

(注2) 教育職員免許状授与証明書とは、取得済みの教育職員免許状の授与を行った都道府県教育委員会が発行する証明書です。所有している免許状のうち、少なくとも1枚について証明されていなければ差し支えありません。

(注3) 出願は受理されたものの、試験当日欠席した場合の受験票も含まれます。

**(5) 「振替払込受付証明書(お客さま用)」又は「ご利用明細票」提出用紙(所定の用紙)**

受験手数料は 25,000 円です。本案内に挟み込みの払込取扱票により、**必ず郵便局・ゆうちょ銀行の窓口又は郵便局・ゆうちょ銀行の ATM で払い込み**を行ってください。なお、「振替払込請求書兼受領証」及び「振替払込受付証明書(お客さま用)」を窓口から受け取る際には、受付局日附印が押されていることを確認してください。

**受付局日附印が押された「振替払込受付証明書(お客さま用)」又は「ご利用明細票」の原本をこの用紙に貼り付け、提出してください。**

**(6) 受験票送付用封筒(所定の封筒)**

住所・氏名等を明記すること。

**(7) 第1次試験結果通知用封筒(所定の封筒)**

住所・氏名等を明記すること。

**(8) 第2次試験結果通知用封筒(所定の封筒)**

住所・氏名等を明記すること。

**(9) 試験科目の一部免除申請に必要な提出書類**

「2. 試験の実施方法 III 試験科目の一部免除」に示す証明書類

(注1) その他別途書類の提出を求める場合があります。

(注2) 証明書によっては発行に時間がかかる可能性がありますので、早めに手続を行ってください。

## V 障害等による受験上の配慮の希望について

障害等のため受験上の配慮を希望する場合は、令和7年3月7日(金)までに教職員支援機構ホームページにて連絡してください。申請に必要な書類についてご案内しますので、必要書類を揃えて提出してください。

提出書類に基づく審査の上、個々の症状や状態等に応じ配慮事項を決定し通知します。

## VI 個人情報の取扱いについて

出願時に提出する関係書類に記載された個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」において、それぞれ定めている個人情報の保護に関する規程等に基づいて取り扱います。

- (1) 教職員支援機構は、出願にあたって知り得た個人情報を認定試験の実施及びこれに付随する事項を行うために利用します。
- (2) 教職員支援機構は、上記の業務を遂行するために、知り得た個人情報の全部又は一部を、文部科学省に対して提供することがあります。
- (3) 教職員支援機構は、上記(1)の各種業務での利用にあたっては、一部の業務を業者に委託して行うことがあります(以下、当該業者を「受託業者」という)。  
ついては、業務を遂行するために必要となる範囲で、受託業者に対して、知り得た個人情報の一部を提供することがあります。
- (4) 教職員支援機構は、教員免許状発行業務のために、都道府県教育委員会に対して、合格者の個人情報の一部を提供します。
- (5) 教職員支援機構は、認定試験と教員採用選考試験を併願し、かつ認定試験の第1次試験と教員採用選考試験が同日である出願者について、認定試験の可否結果を都道府県教育委員会等へ提供することがあります。
- (6) 教職員支援機構は、出願者本人の同意を得ることなく当該出願者の個人情報を他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

## 4. 出願にあたっての注意事項

### I 出願後の変更等について

- (1) 出願した後は、試験地及び試験科目の変更は認めません。
- (2) 出願した後は、いかなる理由であっても、出願を取り下げることができません。
- (3) 「4. 出願にあたっての注意事項 III 受験手数料の返還について」に定める場合を除き、いかなる理由であっても、受験手数料の返還は行いません。認定試験の運営にあたっては、出願者の受験機会確保のため、試験当日に至る前から諸費用が発生しております。あらかじめご承知おきください。
- (4) 出願した後は、出願書類は返却いたしません。
- (5) 出願した後に氏名又は本籍地を変更した場合は、その変更について記載された戸籍抄本又は住民票の写しを教職員支援機構に提出してください。
- (6) 出願した後に現住所が変更となった場合は、教職員支援機構へメールにて連絡してください。その際、必ず①氏名、②受験番号（受験票が届いている場合）、③変更前の住所、④変更後の住所を記載してください。

### II 災害等による試験の中止等について

災害など不測の事態により、直前に試験の実施を中止する場合があります。災害による試験の中止等、試験に関する直前の情報は、教員資格認定試験Xでお知らせします。

また、災害等によって、予備日においても中止の場合、再試験は行いません。

教員資格認定試験X：<https://x.com/NITS298>

### III 受験手数料の返還について

受験手数料を払い込んで出願しなかった場合、出願が受理されなかった場合、及び誤って受験手数料を二重に払い込んだ場合のみ、本人の請求により、事務手数料等 3,000 円を差し引いた 22,000 円を返還します。その他の理由による返還は、いかなる理由であっても行いません。

返還を請求する場合は、原則として令和7年12月末までに、以下①～⑥の内容を明記した受験手数料返還請求書（様式自由）に、「振替払込受付証明書（お客さま用）」又は「ご利用明細票」の原本を添付し、郵送してください。（「ご利用明細票」をご提出する際は、控えとして必ずコピーをとり保管してください。）なお、返還金の振り込みは、令和8年1月～3月に行います。

- ①氏名（フリガナ） ②現住所 ③電話番号 ④返還請求の理由 ⑤メールアドレス
- ⑥返還金の振り込みを希望する口座（本人名義の口座に限る。）  
・口座名義人（カタカナ） ・金融機関及び支店名 ・口座種別（普通・当座） ・口座番号

郵送先：〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地  
教職員支援機構 教員資格認定試験担当宛

## 5. 受験票の交付について

教職員支援機構が受験願書を受理した場合は、出願者に受験票を交付します。受験票は、令和7年4月中旬頃までに発送します。4月18日（金）の時点で到着していない場合は、4月23日（水）までに教職員支援機構へ連絡してください。

受験票には受験番号、免除される試験科目等が記載されています。受験の際に携帯し、毎時間これを提示しなければ受験できません。

(注) 受験票は、成績開示請求をする場合に必要となります。紛失しないように保管してください。

## 6. 免許状の授与申請等

- (1) 認定試験の合格者は、文部科学省から合格証明書の交付を受けて都道府県教育委員会に申請すると、小学校教諭の二種免許状が授与されます。その手続については、都道府県教育委員会の教育職員免許事務担当課にお問い合わせください。
- (2) 認定試験は、教員免許状を取得するための試験であり、教員採用選考試験ではありません。教員として採用を希望するときは、公立学校の場合にあっては都道府県又は指定都市教育委員会の教職員人事担当課に、国立及び私立学校の場合にあってはその学校を設置する法人に、それぞれお問い合わせください。

## 7. 教員採用選考試験との併願について

認定試験と教員採用選考試験を併願し、かつ認定試験の第1次試験と教員採用選考試験が同日である場合、受験したい教員採用選考試験を実施している自治体の教育委員会において教員採用選考試験の一部免除等の措置がとられる場合があります。詳細は、当該自治体の教育委員会へお問い合わせください。

なお、上記措置の対象となる出願者について、教職員支援機構から当該自治体の教育委員会へ認定試験の合否結果を提供することがあります。

## 8. よくある質問

**Q 1** 私は、高等学校卒業後、大学を卒業（入学・退学）しました。私の学歴は、受験資格で求められている学歴の要件を満たしているでしょうか。

A 1 受験資格にかかる学歴の要件は、本案内2ページのとおり「高等学校を卒業した者、その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。）に入学する資格を有する者」ですので、受験資格の学歴にかかる要件を満たしています。

高等学校を卒業した後に、他の学校に進学しても、高等学校を卒業したという事実はそのままで。また、大学に入学した後に退学・卒業しても、大学入学資格はなくなりません。

**Q 2** 私は、海外の学校を卒業しました。私の学歴は受験資格を満たしているでしょうか。

A 2 以下のいずれの場合に該当するでしょうか。

1. 日本の高等学校を卒業し、海外の大学等に進学した場合
2. 海外の高等学校を卒業し、日本の大学学部に進学した場合
3. 海外の高等学校を卒業し、海外の大学等に進学した場合
4. その他

1と2の場合は、受験資格にかかる学歴の要件を満たしています。1の場合は日本の高等学校の卒業証明書（又は本案内9ページ（g）若しくは（h））、2の場合は日本の大学学部の卒業証明書等（又は本案内9ページ（g）若しくは（h））を、(4)高等学校の卒業証明書において提出してください。

3と4の場合は、受験資格を満たしているか確認するため、高等学校以降全ての学歴を正確に記載し、教職員支援機構へメールでお問い合わせください。なお、その際には、卒業した学校名・コース・設置されていた国名、卒業年月日等を記載してください。

**Q 3** 提出書類のうち、高等学校の卒業証明書等においては、高等学校の卒業証明書と大学の卒業証明書のいずれを提出するべきでしょうか。優先順位はあるのでしょうか。

A 3 本案内9ページの(4)高等学校の卒業証明書において該当する書類であれば、いずれでも差し支えありません。優先順位はございません。

**Q 4** 試験対策に関する助言がほしいのですが。

A 4 指導助言（参考書、テキスト等を含む。）は行っておりません。

**Q 5** 合格すると必ず教員になれるのですか。

A 5 認定試験は教員免許状取得にかかる試験です。教員として職を得るためには、認定試験とは別に採用試験に合格する必要があります。

公立学校の教員になるには、都道府県、指定都市等が実施する公立学校教員採用選考試験に合格し、採用される必要があります。国立及び私立学校の教員になるには、各学校を設置する法人が独自に実施する採用試験等に合格する必要があります。

採用試験に関することについては、採用試験を実施している自治体・機関・学校法人へお問い合わせください。

(注) その他ご不明点は、認定試験ウェブサイトの「教員資格認定試験に関するよくある質問」をご覧ください。

認定試験ウェブサイト：<https://www.nits.go.jp/shiken/>

## 9. お問い合わせ先

### I 出願書類提出先・出願期間中（2月10日(月)～3月7日(金)）お問い合わせ先

教員資格認定試験受付事務局

郵送先：〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

E-mail：nintei-shiken@niev.co.jp

電話番号：080(8838)3920

対応時間：10：00～17：00（土・日・祝日を除く。）

（認定試験は、株式会社NieVへ業務委託しており、受付事務等についても同社が行います。）

### II 教職員支援機構の担当部署

教職員支援機構 教員資格認定試験担当

所在地：〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

E-mail：shiken@ml.nits.go.jp

電話番号：029(875)8074, 029(875)8084